



令和 6 年 1 1 月 8 日

田原市長 山 下 政 良 殿

田原市特別職報酬等審議会

会 長 河 合 利 則

田原市特別職の報酬等について（答申）

田原市特別職報酬等審議会条例（昭和 3 9 年田原町条例第 3 1 号）第 2 条の規定により令和 6 年 9 月 1 1 日付け 2 4 田人第 4 3 4 号で貴職から諮問のあった田原市における議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について、委員 8 人をもって慎重に審議した結果、下記のとおり結論を得たのでここに答申する。

記

1 審議結果

(1) 報酬等の額

市議会議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額については、次のとおりとすることが適当である。

【市議会議員の議員報酬の額】

議 長	月額	5 0 0 , 0 0 0 円	(据 置 き)
副 議 長	月額	4 3 0 , 0 0 0 円	(据 置 き)
委 員 長	月額	4 1 0 , 0 0 0 円	(据 置 き)
議 員	月額	3 9 0 , 0 0 0 円	(据 置 き)

【市長、副市長及び教育長の給料の額】

市 長	月額	9 5 0 , 0 0 0 円	(2 0 , 0 0 0 円増額)
副 市 長	月額	7 8 0 , 0 0 0 円	(据 置 き)
教 育 長	月額	7 0 0 , 0 0 0 円	(1 0 , 0 0 0 円増額)

(2) 改定の実施時期

改定の実施時期については、令和 7 年 4 月 1 日とすることが適当である。

2 審議会の開催状況

- 第 1 回審議会 令和 6 年 9 月 1 1 日
- 第 2 回審議会 令和 6 年 1 0 月 1 1 日
- 第 3 回審議会 令和 6 年 1 0 月 3 0 日

3 審議に活用した資料

- (1) 過去の特別職報酬等審議会の審議状況及び審議経過
- (2) 議員報酬改定状況
- (3) 人事院勧告による俸給表改定率の推移
- (4) 一般職最高給職員の給与の推移
- (5) 行政職俸給表（一） 8 級最高号俸俸給月額推移
- (6) 市長・副市長・教育長の年収の推移
- (7) 議会議員の年収の推移
- (8) 県内市の市長・副市長・教育長・議会議員の報酬等の状況
- (9) 県内市の市長・副市長・教育長・議会議員の報酬等の改定状況
- (10) 県内市の市長・副市長・教育長・議会議員の年収の状況
- (11) 県内類似財政規模市（財政規模 2 5 0 億円～ 3 5 0 億円）の市長・副市長・教育長・議会議員の報酬等の状況
- (12) 県内市の財政状況等
- (13) 田原市普通会計決算人件費の推移
- (14) 田原市議会の活動状況
- (15) 県内市の議会議員の活動状況等
- (16) 県内市の議会議員の議員数、報酬総額、活動状況等

4 審議に当たっての基本的な考え方

- (1) 職責、市勢、社会経済情勢等を踏まえた報酬等

複雑化する行政課題に対処し、行政経営を行う市長、副市長及び教育長の職責並びに二代表制の片翼を担う市議会を構成する各議員の職責は、極めて重大なものである。令和 6 年 4 月 1 日時点における田原市の人口は 5 8, 6 0 6 人で県内市（名古屋市を除く 3 7 市をいう。以下同じ。）中第 3 3 位、財政規模（令和 4 年度普通会計歳出決算額をいう。以下同じ。）は 3 0 6 億円余で県内市中第 2 2 位となっており、

市民1人当たりに対し、特別職の果たす役割は他市と比較しても大きいと言える。

労働市場においては、賃金の引上げが進み、令和6年度の人事院勧告においても高い改定率（行政職俸給表（一）平均改定率3.0%）となっており、国全体で賃金水準を上げていこうという機運が感じられる。

一方、近年の物価高騰（令和6年8月度消費者物価指数総合指数前年同月比3.0%増）の影響は看過できず、市民の家計を圧迫し、自営業者等は、物価の上昇分を価格に転嫁できず厳しい経営状況が続いていることも鑑み、特別職の業績及び活動状況、財政状況、今後の社会情勢の見通し等、様々な角度から特別職としてふさわしい議員報酬の額及び給料の額を検討することとした。

(2) 過去の審議会の審議結果等

平成20年度の審議会以後、議員報酬については段階的な引上げを答申し、県内の類似規模の市との均衡を図ってきた。

また、副市長及び教育長については、特別職としての職責に見合う給料の額を検討し、市制施行以後、副市長の給料にあっては令和5年度に、教育長の給料にあっては平成25年度及び平成29年度に引上げを行った。

なお、市長の給料については、平成16年度以後現在まで改定していない。

5 審議内容

特別職としてふさわしい議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について、社会経済情勢に加えて、各種指標や県内市との比較、特別職の職責等を考慮し、審議を実施した。

(1) 市議会議員の議員報酬の額

県内市中、議員報酬の月額順位は、議長が第30位、副議長が第32位、議員が第33位となっており、田原市の財政規模からすると県内他市との比較において低い水準であった。

一方、議員は議決機関を構成する非常勤の特別職であり、議員報酬の額を審議するに当たっては、財政規模よりも議員活動の状況等を基準とすることが適当と考え、人口1万人当たりの議員数や会議日数1

日当たりの報酬額で比較したところ、これらの指標に対して現在の議員報酬の額は県内他市との比較において適当な水準に位置することが思料された。

市議会は、市の最高議決機関として、その職責は極めて重大で、市民の代表としてその使命を達成するためには、議員1人1人による十分な議員活動が必要不可欠である。

以上のことを総合的に勘案し、議員については、現在の議員報酬の額を維持することが適当であるとの結論に至った。

なお、参考意見として、議員報酬は、議員活動をしていくために必要な報酬ではあるものの、生活給的な意味合いを持つことも事実であり、議員報酬が低い状況では、限られた人しか議員に立候補することができず、若い人材や有能な人材が経済的な事情で立候補することができないという可能性も考えられる。議員1人当たりの活動が更に活性化された際には、若い人材や有能な人材がリスクを取ってでも立候補することができる魅力ある報酬体系を審議する契機となり得ることを申し添える。

(2) 市長、副市長及び教育長の給料の額

市長、副市長及び教育長の給料の額を審議するに当たっては、条例本則額のみならず、実質的な支給額である地域手当を含んだ額によることとした。

県内市中、市長、副市長及び教育長の地域手当を含む給料月額順位は、市長が第25位、副市長が第20位、教育長が第21位となっており、田原市の財政規模や類似財政規模市との比較から、市長及び教育長の給料の額は低い水準であった。

田原市においては、急速に進行する人口減少や少子高齢化の対策、南海トラフ地震等の大規模災害対策、基幹産業である農業をはじめとする市内産業の振興、将来を担う子ども達の教育環境整備等山積する多様かつ複雑な行政課題に対して、迅速かつ効果的な施策の展開を牽引していく市長、副市長及び教育長の職責は、益々増大している。

一方、市長にあつては平成16年度以後、教育長にあつては平成29年度以後、給料の額が改定されていないが、その間にも物価は上昇している。

以上のことを総合的に勘案し、市長の給料月額を20,000円、教

育長の給料月額を10,000円、それぞれ引き上げることとし、副市長については、現在の給料の額を維持することが適当であるとの結論に至った。

6 むすび

国内経済は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復しているとされているが、賃金の上げが行われる一方で物価の高騰が家計や企業経営を圧迫し、市民生活は厳しい状況にある。

こうした現状において、前回（令和4年度）の審議会で副市長の給料を引き上げたのに続き、今回、市長及び教育長の給料を引き上げるとの結論に達したのは、果たすべき職責が益々増大している市長、副市長及び教育長に対する市民の期待の表れであり、今後も引き続き、限られた経営資源の中で最適な行政経営を行い、市民の負託に応えるよう努めることを切に望む。

議員報酬については、その活動状況等を踏まえて今回は現状維持が適当であるとの結論に達したが、市の最高議決機関である田原市議会への市民の信頼と期待は非常に大きいものであり、議会全体の活動が更に活性化することを所望するものである。

最後に、市議会議員並びに市長、副市長及び教育長には、市民と一体となって田原市の更なる魅力的なまちづくりの実現に向けてより一層の御尽力をお願いするものである。